

# とさしみずしファミリーサポートセンター運営業務委託 仕様書

## 1 適用

本仕様書は、土佐清水市が発注するとさしみずしファミリーサポートセンター運営業務の履行に関し、必要な事項を定め、適用するものである。

## 2 業務名

とさしみずしファミリーサポートセンター運営業務

## 3 業務の目的

地域において育児の援助を行いたい者と育児を受けたい者を会員として組織化し、会員相互の育児に関する援助活動を支援するファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）について、円滑な業務が推進できるようにセンターの運営を行うことを目的とする。

## 4 対象区域

土佐清水市全域

## 5 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（但し、毎年度末に審査委員会で評価し次年度以降の業務委託を決定する。履行期間終了後も同様とする。）

## 6 センターの開設場所

センターの事務所及び主たる活動場所を設置する。また、安全面に配慮した活動場所についての設置が難しい場合は、土佐清水市と協議の上決定する。ただし、当該事務所の賃借料等が発生する場合は受託者の負担とする。

## 7 センターの開所時間等

- (1) 開所日 毎週月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日  
(祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。)
- (2) 時間 午前9時から午後6時

## 8 業務内容

- (1) 会員の募集、受付、登録及び広報
  - ① 会員募集のための広報媒体等の作成、配布及びその他事業の広報活動
  - ② 会員登録等の受付業務全般  
※登録にあたっては会員とアドバイザーが面談すること。
  - ③ 会員証の作成及び発行業務
  - ④ 会員名簿の作成
  - ⑤ 会員に配布する利用手引きの作成
  - ⑥ 会員の援助活動に必要な傷害及び賠償保険の加入の支払手続き

※相互援助活動中に生じた事故等に対応するため、財団法人女性労働協会が取り扱うファミリー・サポート・センター補償保険（賠償責任保険、傷害保険）に加入するものとし、保険料については、委託料に含まれるものとする。

※ファミリーサポートセンター補償保険については、以下の補償条件を満たす保険であること

◎依頼子ども傷害保険：依頼を受けた子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって障害を被った場合に、協力会員の過失の有無にかかわらず支払われる保険

保険金の種類	保険金額（補償額）
死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度により12万円～300万円
入院保険金 (1日あたり)	3,000円
手術保険金	3,000円 ×10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）
通院保険金 (1日あたり)	2,000円

◎サービス提供会員傷害保険：協力会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と利用会員宅や保育所等への往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によって障害を被った場合に支払われる保険

保険金の種類	保険金額（補償額）
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度により20万円～500万円
入院保険金 (1日あたり)	3,000円
手術保険金	3,000円 ×10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）
通院保険金 (1日あたり)	2,000円

◎賠償責任保険：保育サービス等の提供中の監督ミスや提供した飲食物が原因で保険期間中に第三者（利用会員の子どもを含む他人）の身体障害又は財物損壊について、ファミリーサポートまたは協力会員が法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われる保険。

(例) 協力会員の不注意でお湯がこぼれ、利用会員の子どもに、大やけどをさせてしまったことにより賠償責任を負った。

保険金の種類	支払限度額
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保険期間中 2億円
初期対応費用	1,000万円
訴訟対応費用	1事故 1,000万円
受託者賠償責任保険	1事故 10万円
個人情報漏えい保険	賠償責任部分 1請求・保険期間中 500万円 個人情報漏えい対応費用部分 1請求・保険期間中 50万円

(2) 相互援助活動の調整等

- ① 援助活動の要望等に対する受付
- ② 会員同士のマッチング業務 ※マッチングにはアドバイザーが立ち会うこと
- ③ 活動実績の内容把握と管理
- ④ 会員からの苦情に対する対応
- ⑤ その他必要な業務

(3) 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催

- ① 援助会員となる予定の者に対する12時間以上の講習会の開催（救命講習は必須）
- ② 病児・病後児の援助活動に関するスキルアップ研修の開催

(4) 会員間の交流を深め、情報交換する場の提供

(5) 地域・関係機関との連携

(6) 休日等における登録受付、事業説明会、マッチングの実施

※センター開所日に来所できない会員等への支援として年間30回以上実施すること。

(7) その他

- ① 会員の把握に努め、事業の充実について検討及び改善
- ② 月例報告書の作成及び市への報告
- ③ 利用料の助成対象となる利用会員の利用における助成額の支払い業務
- ④ 事業年度内において1回以上の援助活動を行った協力会員への活動費の支払い業務  
※協力会員に支払う利用料助成額及び援助活動費（年5,000円/人）は委託料に含まれるものとする。

## 9 職員体制

(1) センターには以下の職員を専任として置くこととする。

- ① 事務局員 1人以上
- ② アドバイザー（援助活動の調整等を行う者）2人以上

※アドバイザー2人のうち1人は事務局員と兼務することができる。

(2) アドバイザーは、子育てに関し知識と経験を有する者を充てること。

(3) センター開所時には1人以上のアドバイザーが常駐すること。

(4) センター閉所時においても、緊急時には転送電話及び携帯電話等でアドバイザーと会員が連絡をとることのできる体制をとること。

## 10 活動場所（預かり場所）

活動場所(子どもを預かる場所)については会員双方の合意のうえ基本的に会員の自宅又はセンターとし、必要に応じて旧旭保育園を利用することもできる。

## 11 その他

- ① 業務内容、データ内容その他この業務委託により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、許可なく複写又は複製してはならない。
- ② 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては土佐清水市個人情報保護条例に基づき適正な取り扱いを行うこと。
- ③ 業務履行の過程において、何らかの事故が発生した場合は、直ちに土佐清水市に報告し担当者の指示のもと対応すること。
- ④ この仕様書に定めのない事項において疑義がある場合は、協議のうえ土佐清水市の指示に従うものとする。